

平成31年度八王子市農業委員会第8回総会会議録

- 1 開催年月日 令和元年11月28日 木曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後3時00分 まで
- 4 出席委員 (20名)

農業委員会委員

- | | |
|--------------|-------------|
| 1 番 米 津 元 一 | 2 番 熊 澤 治 彦 |
| 4 番 中 西 伸 夫 | 5 番 原 島 元 義 |
| 6 番 有 竹 満 次 | 7 番 小 林 裕 恵 |
| 8 番 菱 山 史 郎 | 9 番 坂 本 真 一 |
| 10 番 田 中 政 博 | 11 番 村 松 徹 |
| 12 番 峰 尾 達 雄 | 13 番 山 田 正 |
| 14 番 門 倉 豊 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 15 番 内 藤 廣 行 | 16 番 田 中 和 敏 |
| 18 番 福 田 一 訓 | 19 番 三 上 正 治 |
| 20 番 町 田 裕 通 | 21 番 石 川 研 |
| 22 番 井 上 正 芳 | |

- 5 欠席委員 (2名)

- | | |
|---------------|------------|
| 3 番 青 柳 有 希 子 | 17 番 内 田 茂 |
|---------------|------------|

- 6 事務局職員出席者

- | | |
|--------------|-------------|
| 事務局長 山 崎 光 嘉 | 課 長 音 村 昭 人 |
| 主 査 上 原 裕 之 | 主 査 黒 田 康 雄 |
| 主 任 小 池 幸 治 | 主 事 萩 原 健 太 |

**平成31年度（2019年度）
八王子市農業委員会 第8回総会 議題**

（令和元年11月28日）

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
- 第4 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第6 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第7 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第8 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第9 特定農地貸付の承認について
- 第10 一般社団法人東京都農業会議 令和元年度農業功労者表彰候補者の推薦について

【報告案件】

- 第11 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について
- 第12 平成31年度（2019年度）農業委員会総会の開催の変更について

《午後2時00分開会》

議長

ただいまから、平成31年度八王子市農業委員会第8回総会を開会します。欠席通告のあった委員を報告します。第3番青柳有希子委員、第17番内田茂委員です。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思っております。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について
10月1日から10月31日までの届出分（8件）
第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」
10月1日から10月31日までの届出分（31件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3について「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。
（4件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。（14件）

報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第5「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第5「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」。

貸し手①について、住所は大楽寺町、設定する土地は上恩方町の土地1筆、424㎡。利用権の種類は「使用貸借」、期間は5年間。

貸し手②について、住所は西寺方町、設定する土地は西寺方町の土地2筆、計2,161㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は5年間。

借り手について、個人、住所は四谷町、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積は2,585㎡。主たる経営作物はにんにく、きくらげ、しいたけ、農業従事者は3人、農作業従事日数は年間340日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それでは、ご報告いたします。11月20日、推進委員、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。現地では、利用権の設定を受ける本人のほか、長女、次女にもご同行いただき、今後の営農計画を伺いました。まず、ご本人についてですが、ここで新規就農する扱いではありますが、実はキクラゲや菌床のシイタケの生産で一定の実績があります。もともとは小門町の倉庫でキクラゲを生産していましたが、手狭になり、2年ほど前に上恩方町の資材置場だった雑種地に拠点を移しました。また、ニンニクの栽培についても、5年前に長野県内で研修を受け、市内の農家さんのもとで実践してきたそうです。本格的にニンニク栽培を始めるにあたり、農地を借りられるよう

新規就農者のお墨付きを得ることにしたとのこと。25 ページをご覧ください。上恩方町です。ここは緩やかな陽当たりの良い南斜面で、所有者の了解のもと、一部でニンニクが植付けられていました。農薬や肥料は使わず、菌の力で地力を高めようとする農法のように、あえて雑草の根も残しているとのことでした。29 ページをご覧ください。西寺方町です。ここは平坦な土地で、十分な駐車スペースや作業スペースもありました。ただし、これまで所有者が NPO 法人に体験農園の運営をさせていたため、複数の区画に仕切られたままでした。直ちに植付けが可能なのは、600 m²程度で、順次、植木や放置された資材を撤去していくそうです。また、残っているブロッコリーとニンニクはこのまま収穫まで育てるとのことでした。ご本人、妻、2 人の娘が一丸となり、生産だけでなくニンニクの加工も手掛けて頑張っていますので、推進委員とともに見守りたいと思います。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 5 については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第 6 「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 6 「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」
買取申出生産緑地は檜原町の土地 3 筆、計 1,296 m²。
買取申出事由の生じた者について、住所は檜原町、申出者との続柄は「父」
申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成 31 年 3 月 8 日。年齢は
86 歳、年間従事日数は 300 日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それではご報告いたします。

11月14日、事務局職員とともに現地を確認し、願出者からお話を伺いました。願出者の父は、小さい頃から両親の農作業を手伝い、結婚後も長年にわたり野菜作りに励んできました。当該地では、コマツナ、ダイコン等、露地野菜を中心に栽培してきました。収穫した野菜は青果市場に出荷するほか、自家消費や近所へ配っていたそうです。願出者の父は、10年ほど前にがんを患い、入退院を繰り返すようになってからは願出者が当該地の管理を行ってきました。その後、がんの転移や脳梗塞の発症で病状が悪化し、平成31年3月8日に86歳で亡くなりました。なお、自宅周辺に生産緑地が2筆ありますが、そちらは相続した願出者が引き続き耕作していくとのことでした。

今回の調査により、願出があった生産緑地について、お元気だったころは、中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第6については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第7「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」

買取申出生産緑地は加住町一丁目の土地2筆、計1,367㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は加住町一丁目、申出者との続柄は「母」申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成31年3月25日。年齢は92歳、年間従事日数は300日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員 それではご報告いたします。11月14日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話を伺いました。願出者の母は、願出者の父との結婚を機に農業に従事するようになりました。平成27年に願出者の父が亡くなった後は願出者の母が従事していましたが、高齢のため願出者が手伝うようになりました。当該地ではトウモロコシ、ニンジン、ダイコン等の露地野菜を中心に栽培し、収穫した野菜は庭先販売するほか自家消費していました。平成30年7月に願出者の母が脳梗塞で入院してからは願出者ができる範囲で生産緑地を維持してきました。願出者の母は平成31年2月に退院しましたが、翌月の平成31年3月25日に92歳で亡くなりました。この他にもう1筆、生産緑地がありますが、そちらは今後も生産緑地として維持し、耕作を続けていくとのことでした。しかし、この生産緑地までは手が回らないとのことで、今回解除することを決めたそうです。今回の調査において、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

なお、この案件のように生産緑地の主たる従事者証明が出されたのち、買い取りの申出をされた土地は、農業者が優先して取得できます。ほしいという方がいらっしゃいましたら、委員の皆さんあつ旋して下さい。事務局で対応いたします。

第 8 「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 8 「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」

被相続人について、住所は下恩方町、耕作面積は 1,385 m²。相続開始年月日は平成 31 年 4 月 6 日。

相続人について、住所は下恩方町、年齢 62 歳、被相続人との続柄は「子」。

適用を受けようとする農地は下恩方町にある 1 筆、1,385 m²。相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は平成 10 年 4 月 1 日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思いますが、担当の委員が不在のため、事務局で調査報告書を預かっておりますので代読願います。

事務局

それではご報告いたします。11 月 18 日、事務局と現地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。納税猶予の適用を受けようとする下恩方町の農地は生産緑地の指定で、自宅の南東側に位置する当該地では、ダイコン、ハクサイ、ネギ、フキ、タマネギ、ゴボウ等の野菜類とイチゴが栽培されておりました。下草も刈られており、農地としての管理が行き届いておりました。収穫物は主に自家消費や近所に配っているとのことでした。今後はジャガイモ、ナス、キュウリ等を作付けするとのことでした。願出者は平成 10 年から農業に従事しており、今後も農業経営を続けていくとのことでした。願出者の父と願出者の母の農業を手伝ってきたこともあり、農業技術や農業知識に関しては問題ないので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいのではないかと思います。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。他にございませんでしょうか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 8 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第9「特定農地貸付の承認について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「特定農地貸付けの承認について」

申請者について、住所は四谷町。

貸付対象農地は式分方町にある土地2筆、計2,217㎡。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それではご報告いたします。11月15日、事務局及び農林課職員と対象の農地を確認するとともに、申請者の息子から話を伺いました。申請者が高齢のため現在は息子が主に耕作をしています。申請地は、式分方町の住宅街に隣接していますが、この周辺には野菜栽培への関心が高い住民がおり、少し前から3名の方に手伝ってもらっているそうです。昨年、都市農地貸借円滑化法が制定され生産緑地でも市民農園が開設しやすくなったことを受け、今回申請することにしたそうです。本総会で案件が通り次第、農園を開設するということです。なお、区画図では分かりにくいですが、1区画は100㎡を予定しているそうです。募集の方法としては、チラシや掲示などを使って募集することでした。南側に隣接する土地では、今後宅地開発が予定されており、土ぼこりや臭いへの配慮などが出てくると思いますが頑張りたいと思います。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第9については、これを承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、承認することに決定しました。

第 10「一般社団法人 東京都農業会議 令和元年度農業功労者表彰候補者の推薦について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 10「一般社団法人東京都農業会議 令和元年度農業功労者表彰候補者の推薦について」
候補者について、住所は高月町、部門は「野菜」。推薦理由等を説明。

議長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 10 については、この内容で推薦することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

ご異議なしと認めます。したがって、推薦することに決定しました。第 11「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 11「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。
(4 件)

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。第 12「平成 31 年度（2019 年度）農業委員会総会の開催日の変更について」を報告します。
事務局より報告願います。

事務局

第 12「平成 31 年度（2019 年度）農業委員会総会の開催日の変更について」を報告。

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。以上で、本総会議題の全日程は終了しました。
ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第 5 番 原島 元義 委員

第 6 番 有竹 満次 委員

を指名します。よろしくお願ひします。

以上をもちまして、平成 31 年度八王子市農業委員会第 8 回総会を閉
会します。

《午後 3 時 0 0 分閉会》